

仕様書

1 件名

介護認定審査会ペーパーレス会議に伴う機器の賃貸借（以下、「本業務」という。）

2 内容

タブレット端末導入、タブレット端末貸与及びその通信サービス利用に係る業務

3 契約期間

令和6年10月1日から令和10年9月30日まで（48か月）

4 数量

タブレット端末及びその通信サービス利用等及びタッチペン（85式）

5 納入前作業

賃借者が配布する別紙1「タブレット端末パスワード一覧表」を受け取ること。また項目7(2)④における設定条件の指示をうけること。また作業後別紙1は返却するとともに本タブレットパスワードに係る情報は削除すること。

6 納入場所

甲府市役所本庁舎2階 長寿介護課

7 各種仕様

(1) タブレット端末について

端末は「iPad Pro」を貸与する。

① OS

iPadOS。

② ネットワーク接続モデル

Wi-Fi + Cellular モデル

③ ストレージ

128GB以上

④ ディスプレイ

12.9インチ以上 世代は問わない。ただし85台同一世代とする。

⑤ 外部インターフェース

USB Type-Cのものを1ポート以上

⑥カメラ

前面カメラと背面カメラを内蔵すること。

⑦オーディオ機能

スピーカーと音量調節ボタン及びマイクを内蔵すること。

⑧付属品

USB電源アダプタ(タブレット端末本体と連動し使用できるもの)及び

USB電源ケーブル(タブレット端末本体と連動し使用できるもの)

(2) 初期設定の仕様

①梱包材等

機器の納入に際して生じる梱包材は賃貸者で処分すること。

②保証書、説明書、箱、内包物

添付の保証書、説明書及び内包物は一式ずつ箱に入れてまとめて納入すること。

③シール

別紙1「タブレット端末パスワード一覧表」をもとにシールを作成し本体裏面に貼付すること。

④タブレット端末の初期設定

初期設定に通信機能を使用する場合は、十分なセキュリティ対策を講じたいえで行うこと。

初期設定を行う際、通信料が発生した場合の費用は全額賃貸者の負担とする。

また、次のアプリ以外はホーム画面から表示されていないこと。なおタブレット端末本体にインストールするアプリ及び初期設定は、第三者による不正使用または情報漏洩に対する十分なセキュリティ対策が講じられていること前提に次のとおりとする。

アプリ名「S a f a r i」については賃借者指示のもとインターネットの接続確認等初期設定を行う。

アプリ名「Z o o m」については賃借者指示のもと初期設定を行う。

アプリ名「カメラ」については賃借者指示のもと初期設定を行う。

アプリ名「写真」については賃借者指示のもと初期設定を行う。

アプリ名「設定」については賃借者指示のもと初期設定を行う。

⑤管理手順書

故障及び紛失等の事故に対応するための連絡先及び注意事項等を記載した手順書を作成し納入すること。

⑥初期設定終了の報告

初期設定終了時、賃借者に報告を書面で行う。

⑦その他

初期設定については貸与する８５台についてすべて行うものとする。

(3) 通信サービスの仕様

①通信速度

当該通信事業者が提供する通信回線の一般的速度を下回らないこと。

②通信品質

人口カバー率９９％程度であること。電波が入りにくい建物はエリアについては無償で電波の改善対策を行うこと。

③通信について

ＳＩＭカードで提供すること。

④通信容量

毎月定額分で２０ＧＢ以上の通信が可能であること。

(4) タッチペンの仕様について

「apple pencil」と同等の機能を有するタッチペンとする。種類や世代は問わない。ただし８５本同一の物とする。

8 支払方法

賃貸者の請求に基づき、月毎に１回を上限に実施する。

9 保守、補償及び修理対応

(1) タブレット端末には、水漏れ、全損、紛失、盗難、破壊及び故障（以下「故障等」という。）を保証範囲とする賃貸借期間中の製品保証サービスを付与すること。

(2) 故障等対応は故障端末の状況により、良品交換のほか、接続確認、項目 7 (2)④にあるアプリの初期設定を実施すること。

(3) 等対応は問い合わせを受けた時間から原則２営業日以内に対応すること。初期不良による不具合が発生した機器については、新品と速やかに交換すること。

(4) 故障等への対応に係る費用は全額負担すること。

(5) 納品後、賃借者の都合で項目 7 (2)④における設定条件の変更を行う場合、賃借者と賃貸者とが協議し行う際、次のいずれかの方法により行うものとする。

①端末の回収は賃借者が行い、賃貸者が設定条件の変更を行う。なおこれに伴う費用は全額賃貸者が負担するものとする。

②端末の回収は賃借者が行い、設定条件の操作方法を賃貸者指示のもと賃借者が変更を行う。なおこれに伴う費用は全額賃貸者が負担するものとする。

1 0 セキュリティ対策

- (1) 契約期間終了時のタブレット端末の返却、OS 初期化及びデータ消去
業務終了後、賃借者が速やかに賃貸者に返却を行った後、賃貸者は次のこと
を行う。またOS 初期化及びデータ消去の費用は賃貸者が負担する。

① OS については初期化を行う（工場出荷時の状況に戻す）。

② データ消去方法について

賃貸者から端末返却後、情報機器に保存された情報は以下のいずれかの方法により復元不可能な状態にする。以下いずれかの方法以外を認めない。消去に伴う費用は全額賃貸者が負担するものとする。またデータ消去証明書を提出すること。データ消去証明書には消去対象機器情報、消去を行った事業者情報、消去の方式、消去作業日を記載すること。

i) 物理的破壊方式

穴を開ける、溶解、殴打破壊 等により、そもそもデータの読込が困難な状態にする方式。（※破片となったハードディスクからでも、データの復元ができる技術は存在するため、ii ～ v を実施した後、溶解等する事が望ましい。）

ii) 磁気破壊方式

強力な磁気エネルギーをハードディスクに照射することによって磁気を壊し、データを消去する 方式。

iii) データ消去ソフトによる無効データ上書き方式

専用ソフト により 複数回無効データを 上書き処理 する。復元しても無効データしか復元できないようにする方式。

iv) ブロック消去方式

v) 暗号化消去方式

③ 本書項目 1 0 (1) の方式によりデータを廃棄もしくは消去した後、処理日時、担当者及び処理方法を明記したデータ消去証明書を速やかに賃借者に提出する。

④ データ消去証明書の提出をせず甲府市以外の個人、法人に販売、リース、レンタル及び無償譲渡を行ってはならない。

1 1 納品

- ① 納品日 令和 6 年 1 0 月 1 日から端末が利用できるよう令和 6 年 9 月下旬までに機器のセットアップを完了した上で納品すること。
なお、納入日の詳細なスケジュールについては協議を行い決定する。

②契約後に天災地変その他責めに帰すことのできない理由により、納品期限までに履行することができない旨の申し入れがあったときは、相当の期間の延長を認める場合がある。

1 2 その他

契約締結後、速やかに賃借者と打ち合わせを行い、甲府市契約規則を遵守し納入すること。

本仕様書に疑義のある場合には、甲府市長寿介護課に対して質問し必要な指示を受けること。なお、落札者決定後の本仕様書の解釈は、甲府市長寿介護課によるものとする。

この契約について、賃借者、賃貸者間に疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）によるほか、その都度、賃借者と賃貸者とが協議して定める。